

17 陳情 第 43 号	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例に於ける第 8 条ただし書きの廃止等に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 17 年 11 月 24 日受理、平成 17 年 11 月 28 日付託
陳情者	新宿区住吉町 _____ _____
<p>(要 旨)</p> <p>第 8 条ただし書き 「区長の指定する場所においては、この限りではない。」の廃止及び 5 カ所の喫煙場所の撤去を要求するものであります。</p> <p>(理 由)</p> <p>私は喫煙派ではありますが、路上喫煙禁止には賛成であります。 しかし現在、喫煙場所は新宿駅周辺に 4 カ所、高田馬場駅周辺に 1 カ所の合計 5 カ所 あります。 これは憲法第 14 条の法の下での平等に反する現実であります。 新宿区役所環境保全課の回答を総合しますと、喫煙場所を積極的に増やす考えはないと 判断致しました。 私が環境推進係長に喫煙場所を増やして欲しいと言ったところ、環境推進係長は「路上 でタバコを吸っても良いと思いますか？」と私に反論しました。 ということは、5 カ所の喫煙場所も撤去するのが筋ではないでしょうか。ほんの一部の 喫煙派だけが恩恵を受けているのです。</p>	